

装官人第137号
27.10.1
一部改正 装官人第4848号
3.3.31

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

長官官房審議官
(公印省略)

防衛装備庁における自衛官の配置指定の実施要領について（通知）

標記について、別添のとおり定められたので通知する。

添付書類：防衛装備庁における自衛官の配置指定の実施要領

防衛装備庁における自衛官の配置指定の実施要領

1 趣旨

この要領は、防衛装備庁の自衛官に対する補職において各幕僚長により防衛装備庁の特定の部課室等に勤務を命ぜられた場合に係る配置指定に関して必要な事項を定めるものである。

2 配置指定権者

配置指定権者（配置指定を行う権限を有する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄が、補職の「職」及び「部隊、部課室等」の範囲の指定について（次発人1第188号。37.11.1）別記ソの表「部隊、部課室等」の欄に掲げるものについてそれぞれ右欄に掲げる者とする。

内部部局の部	内部部局の各部長
内部部局の課又はこれに準ずる官	内部部局の課長又はこれに準ずる官
研究所又は試験場	研究所長又は試験場長

3 配置指定の実施要領

- (1) 配置指定権者は、その所属することとなる職員及びその所属において現に配置指定されている者を配置替えする場合、別紙様式により配置指定を行うものとする。
- (2) 配置指定権者は、別紙様式により配置指定を行った場合、その写しを長官官房人事官及び会計官並びに調達企画部調達企画課長に対し送付するものとする。

配 置 指 定

(例1)

第□開発室に配置する

兼ねて第□開発室に配置する

×等陸佐 ○○ ○○

第□開発室主任研究官に指定する

×等海佐 ○○ ○○

令和△△年△月△日

長官官房装備開発官 (●●装備担当)

(例2)

誘導武器室調達第□班調達専門官に指定する

×等空尉 ○○ ○○

令和△△年△月△日

調達事業部電子音響調達官

(例3)

システム研究部火力システム研究副室長に指定する

×等陸佐 ○○ ○○

令和△△年△月△日

陸上装備研究所長